

第 4 章

障害者施策の展開

1. 啓発・広報

障害のある、なしにかかわらず、すべての町民はそれぞれがかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。現状では、障害や障害のある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見が全くない状況にあるとは言い切れません。すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して、啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等とおして町民同士のふれあいを促進していくことが大切です。

(1) 啓発・広報活動の推進

○アンケート調査結果

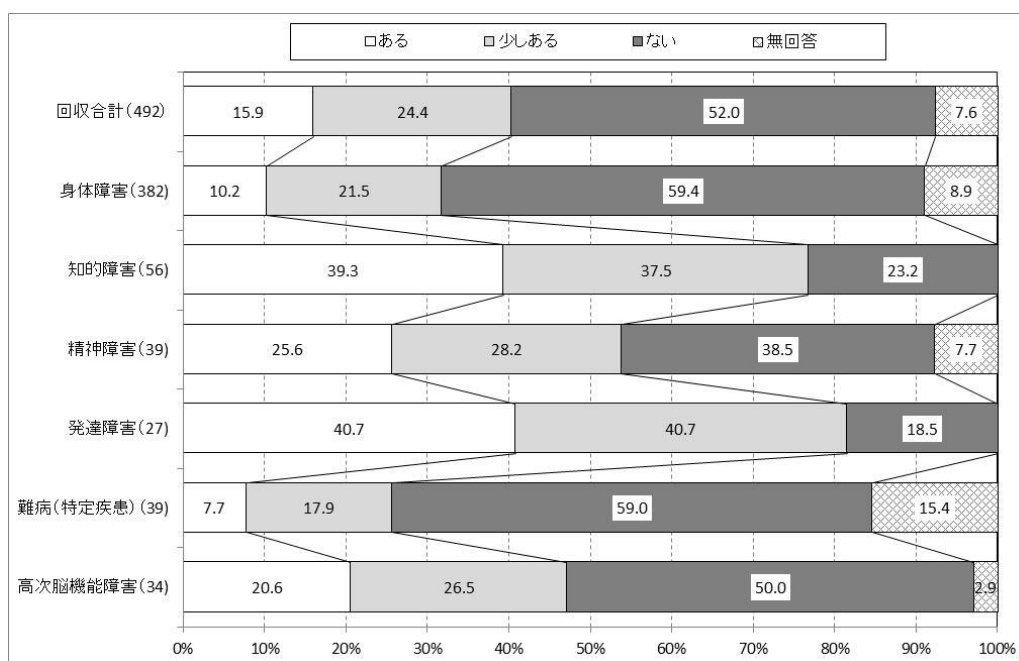
障害者が地域で自立した生活を送るためには、各種施策の充実を図るとともに、障害及び障害者施策についての正しい知識と理解が必要です。

アンケート調査において、「障害があることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか」という質問に対して、「ない」と回答した人の割合は全体の52.0%となっており、前回(平成23年度)の「まったくない」41.9%より増加していることから、障害者への理解がさらに広がったと言えます。

障害別でみると、「ある」または「少しある」と回答した人の割合が最も高かったのは発達障害81.4%で、知的障害76.8%、精神障害53.8%と高い割合で続いています。

一方、身体障害者では31.7%、難病25.6%となっており、障害によって差のある結果となっています。

■障害があることで差別や嫌な思いをした経験■ (再掲)



○現状と課題

差別を受けたり、いやな思いをしたりしている障害者は全体の数字で見ると減少傾向にありますが、障害によって差があるように、町民の障害や障害者及び障害者施策についての理解は十分とはいえないのが現状です。

障害や障害者に関する知識について、これまでに啓発用ポスター、パンフレットの配布、「広報しろさと」への記事の掲載などを通じて、啓発・広報活動を行ってきました。今後さらに、障害者に対する偏見、理解不足などを解消し、「ノーマライゼーション」の基本理念を地域に定着させるために、啓発・広報活動が担う役割はより大きなものになってきます。障害者が地域社会で安心して自立した生活を送れるよう、今後も様々な広報媒体や行事等をとおして、幅広い啓発・広報活動を粘り強く継続的に行い、町民の障害や障害者及び障害者施策に対する正しい理解や認識を深めていく必要があります。

○今後の取り組み

1. 障害や障害者に対する理解の促進と差別の防止

町の広報紙を利用した啓発・広報活動を継続的に行うとともに、啓発を目的としたポスターやパンフレット等の作成、配布に努めます。また、国や県などのパンフレットやホームページ等の有効活用を図り、障害者に対する差別の防止や理解の促進に努めます。さらに、町職員に対しても障害や障害者への正しい理解が深まるよう研修等を実施します。

2. 交流の場の充実

町民まつりや産業祭など障害のあるなしにかかわらず、だれもが参加できる地域の催しを企画することで、様々な人が交流できる機会や場を提供します。町民が共に集い、共に理解を深めることができる各種のイベント開催を支援していきます。

さらに、当事者の障害者団体と地域の障害者福祉にかかわる団体が協働して作り上げるイベント開催も検討します。

3. 知的障害等に対する理解の促進

障害や障害のある人に対する知識の普及に努め、理解の促進を図ることはもちろんですが、アンケート調査結果から、特に知的障害に対しての地域の理解を浸透させていくための取り組みの実施に努めます。

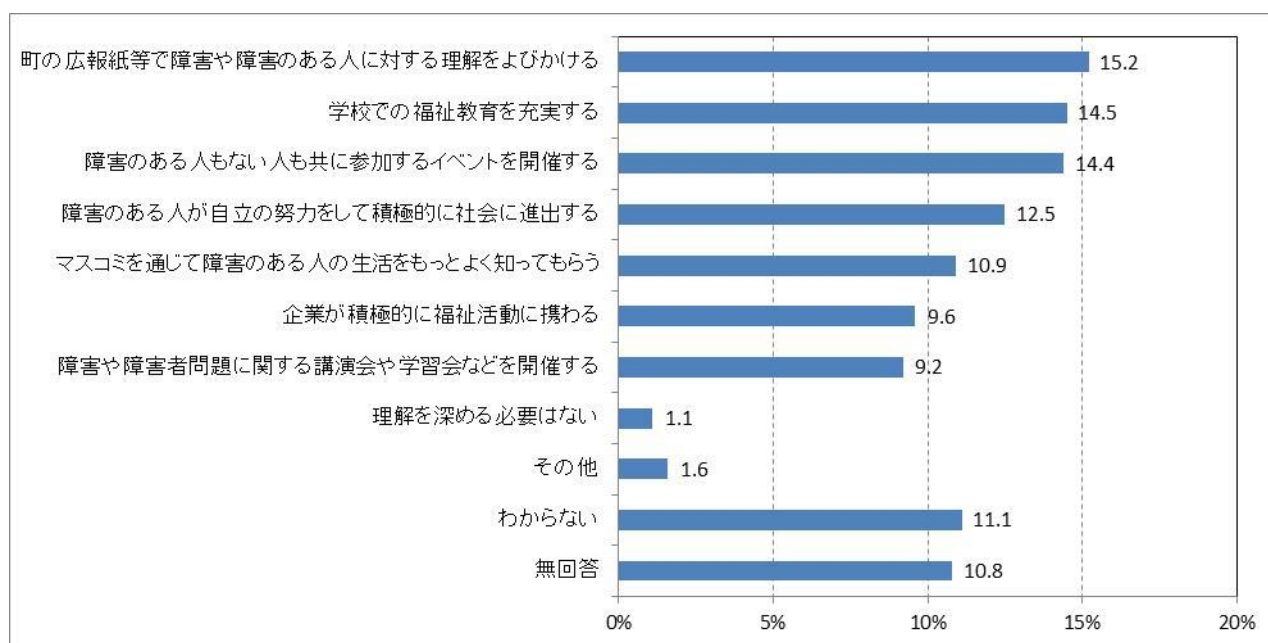
(2) 福祉教育の推進

○アンケート調査結果

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障害者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期から福祉教育を積極的に推進する必要があります。

アンケート調査において、「心の病気や障害のある人への町民の理解を深めるには、何が必要だと考えますか」という質問に対し、最も多かったものは「町の広報誌等で障害や障害のある人に対する理解をよびかける」で15.2%となっています。次に前回最も多かった「学校での福祉教育を充実する」が14.5%で続き、「障害のある人もない人も共に参加するイベントを開催する」が14.4%と差無く続いています。

■障害のある人への理解を深めるために必要なこと■



○現状と課題

これまで、町の小中学校においては継続的に交流事業を実施し、障害や障害者及び障害者施策に対する理解を深めるための教育を推進してきました。引き続き、活動を継続的に実施していく必要があります。

また、地域での交流活動としては、町民まつりや産業祭、城里町地域活動支援センター利用者による各種イベント等でのYOSAKOIソーラン（踊り）の披露なども行われています。

このような取り組みを進め、障害や障害のある人に対する理解を深めるため、地域住民が気軽にイベント等に参加できるよう、その活動を支援する必要があります。

○今後の取り組み

1. 学校教育における福祉教育の充実

障害のあるなしにかかわらず、お互いを地域社会の一員として共に生活していく社会を実現するためには、幼いころから人権や社会福祉への関心を持ち、自ら考え、行動する力を養うことが大切です。町においても、幼児教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を推進します。

2. 教職員に対する研修の充実

各学校、幼稚園において開催している教職員に対する福祉教育の研修をさらに充実させ、支援を必要とする幼児、児童、生徒に対する指導力の向上及び学習指導の改善、充実を図ります。

3. 生涯教育における福祉教育の推進

障害者福祉への町民の関心を一層高めるため、福祉分野の講座、講演会の充実を図るとともに、町民にとって魅力的かつ学習意欲を高めることのできるような内容を企画します。

4. 交流活動と相互理解の促進

障害者家族会や障害者施設等における活動の中に地域との交流の機会を設けるとともに、町民まつり、ふれあい福祉まつり、産業祭、スポーツ交流会、学校の学習の場など、多方面において、障害者と地域住民との交流の機会を増やします。誰もが気軽に参加できる地域イベントを開催し、様々な人が交流できる機会や場を提供します。



(3) ボランティア活動の推進

○現状と課題

障害者を支援するボランティア活動は、障害者にとって、日常性上必要な支援ということだけでなく、心の交流による精神的な豊かさをもたらす意義もあります。また、障害者に対する理解や認識を深めるためにも、町民が各種ボランティア活動に積極的に参加することが重要です。さらに、社会参加の一部として、障害者自身がボランティア活動に参加することも必要です。

現在、町では、様々なボランティアグループにより障害者の活動支援や機能回復訓練支援、施設内活動、情報発信などが行われており、城里町社会福祉協議会を中心として、ボランティア活動の活性化が図られています。平成26年4月1日現在での、城里町社会福祉協議会登録のボランティア団体は34団体919人、個人登録ボランティアは15人となっています。

○今後の取り組み

1. ボランティアに対する広報活動の充実

町の広報紙を利用して、継続的に町民のボランティア活動に対する理解と協力を求めるとともに、ボランティア活動に参加したい人がスムーズに参加できるよう、問い合わせ先などの情報を提供します。

2. ボランティアの仲介

ボランティアを必要としている施設や障害者に対して、そのニーズに応じてボランティアを派遣する仲介システムの整備を促進するとともに、その担い手となるボランティアコーディネーターの養成に努めます。

3. ボランティア団体のネットワーク化の促進

ボランティア交流会や交流研修会などボランティア同士の情報交換の場を設けるとともに、ボランティア団体のネットワーク化を促進します。

2. 生活支援

障害者が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要です。障害の種類や程度等はそれぞれ異なるため、障害者が必要とする生活支援ニーズの種類は障害者の数だけあるといえます。生活支援を行う際には利用者の立場になり、多様な障害者のニーズに対応できる体制を構築する必要があります。

(1) 障害福祉サービス等の充実

○アンケート調査結果

障害支援区分の認定では、知的障害、精神障害、発達障害で認定を受けている人の割合が他の障害に比べて高いですが、全体的には障害支援区分の認定を「受けていない」割合が6割を超えています。

また、要介護認定では高次脳機能障害で認定を受けている人の割合が約7割となっているほか、要介護認定を「受けていない」割合が高くなっており、全体的に見ても5割以上の方が要介護認定を受けていません。

障害支援区分、および要介護認定を受けられる人が受けていないケースも考えられますので、以前より拡充された障害福祉サービスを積極的に利用していただくためにも、広報誌等の広報活動を通じて申請を促すことが必要と考えます。

訪問系サービスでは、現在利用者と今後のサービス利用希望者を比較すると、今後の利用希望者数が現在利用者数の2倍から8倍となっており、前回調査と比較しても大幅に増加していることから、需要の増加に対する基盤整備等が必要となってきます。

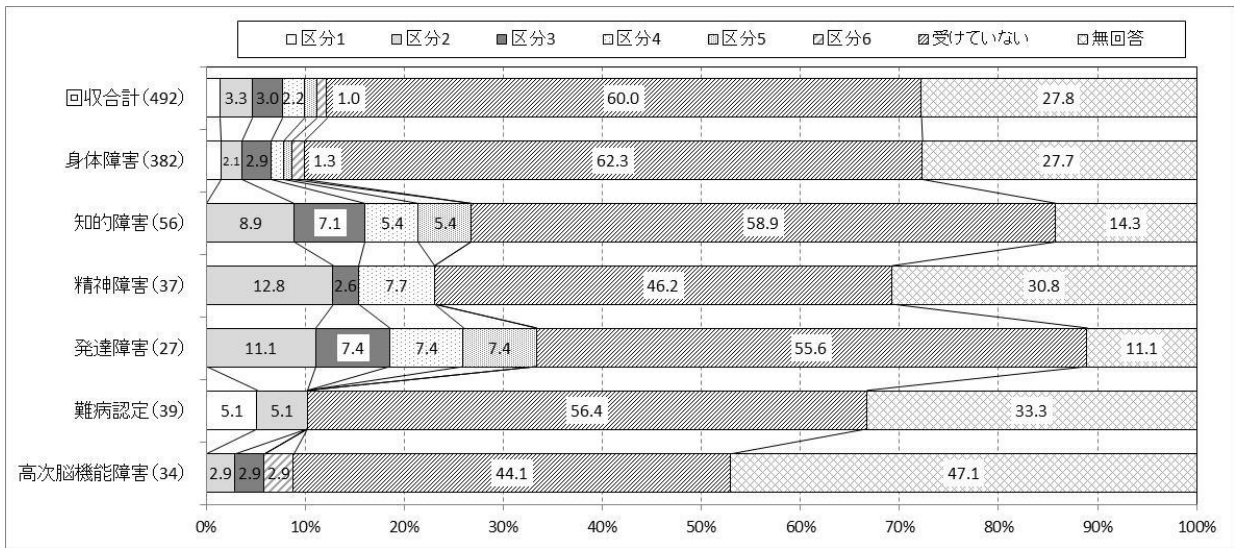
日中活動系サービスにおいても、今後の利用希望者数が現在の利用者数をほぼ上回っており、特に「療養介護」では現在の3倍以上の方が利用を希望しています。また、「就労継続支援」や「自立訓練」の利用希望者も多くなっています。満足度については、「就労移行支援」で最も低く、約25%の満足度になっています。障害別にみても、身体障害、知的障害、発達障害の満足度がとくに低くなっていることから、障害者のニーズに対応したサービスの向上が必要です。

居住系サービスにおいても、利用希望者が多くなっています。障害別で見ても、利用希望者が現状よりも多くなっており、その中でも、知的障害、精神障害、発達障害で「共同生活援助（グループホーム）」や「施設入所支援」の利用希望者が多くなっています。満足度では、「短期入所」で辛うじて50%を超えていますが、「共同生活援助」、「施設入所支援」では30%以下となっており、満足度を上げるための対策や施設の整備が必要と考えられます。

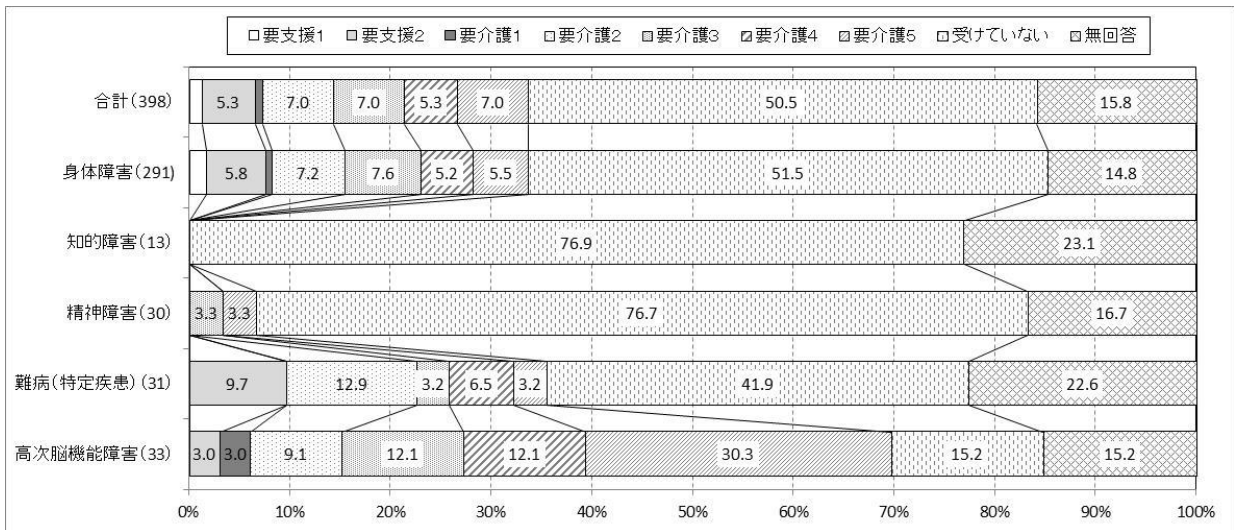
地域生活支援事業においても利用希望が伸びています。「相談支援」では現在の利用はありませんが、今後の希望として11件の利用希望があがっています。障害別にみても、全体的に利用希望が伸びていることがわかります。

平成24年度から必須事業となった成年後見制度については、内容までご存知の方が2割に満たないことから、広報活動の強化が必要と考えられます。

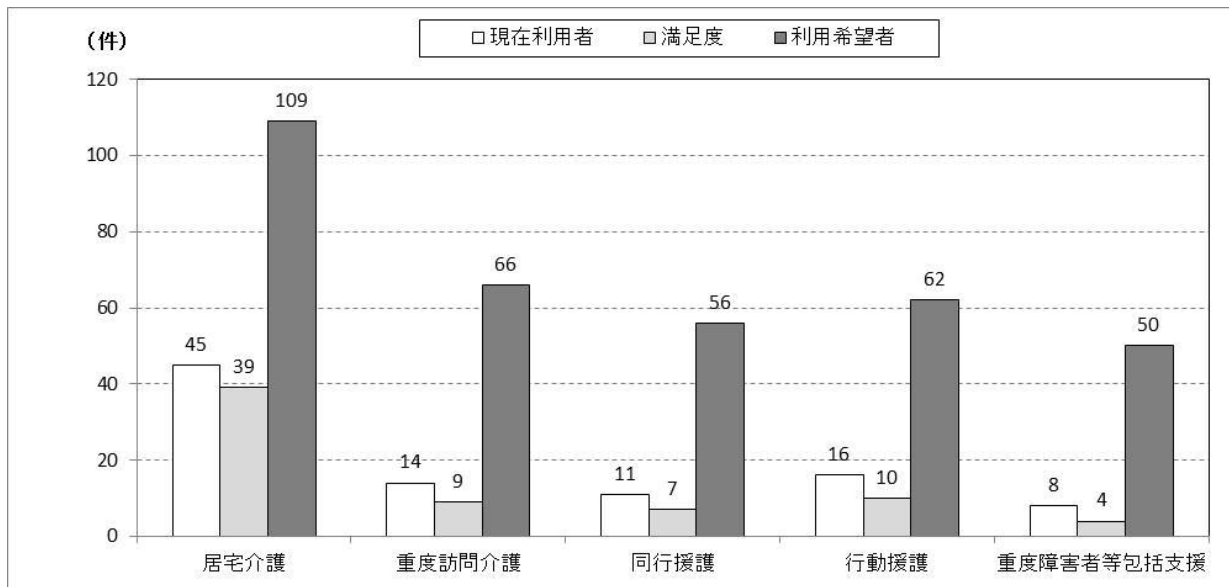
■障害支援区分の認定状況■



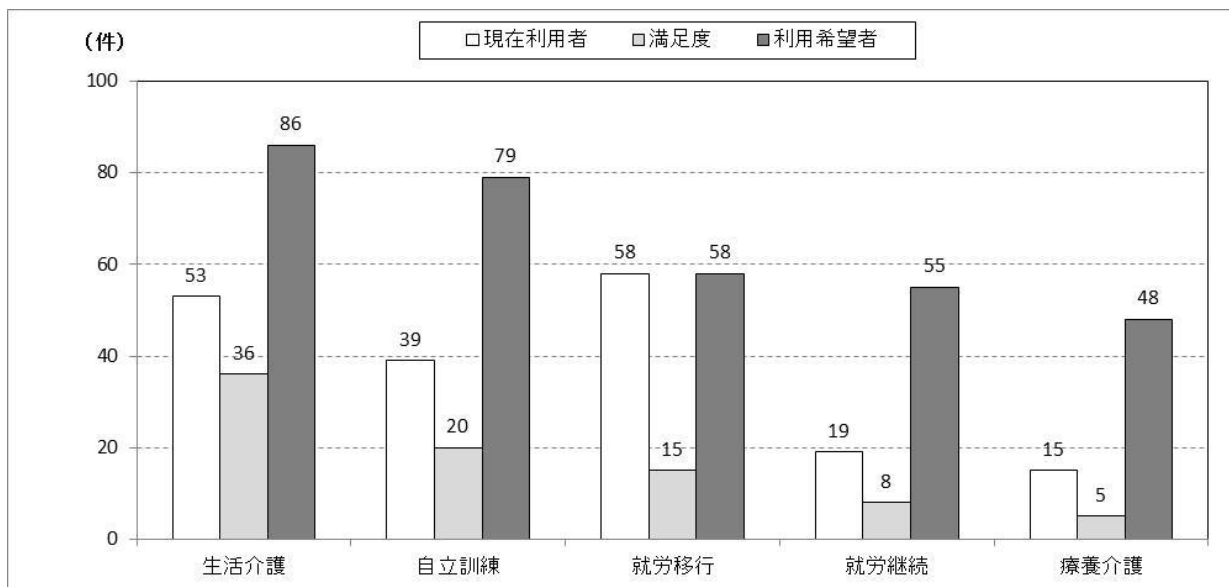
■要介護認定状況■



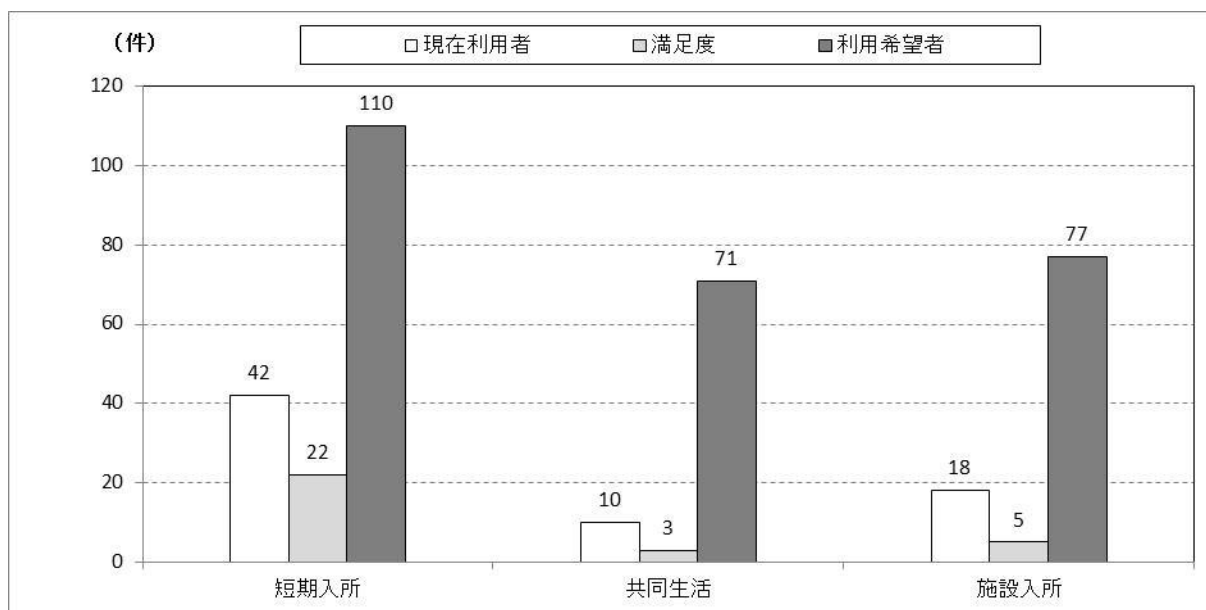
■訪問系サービス■



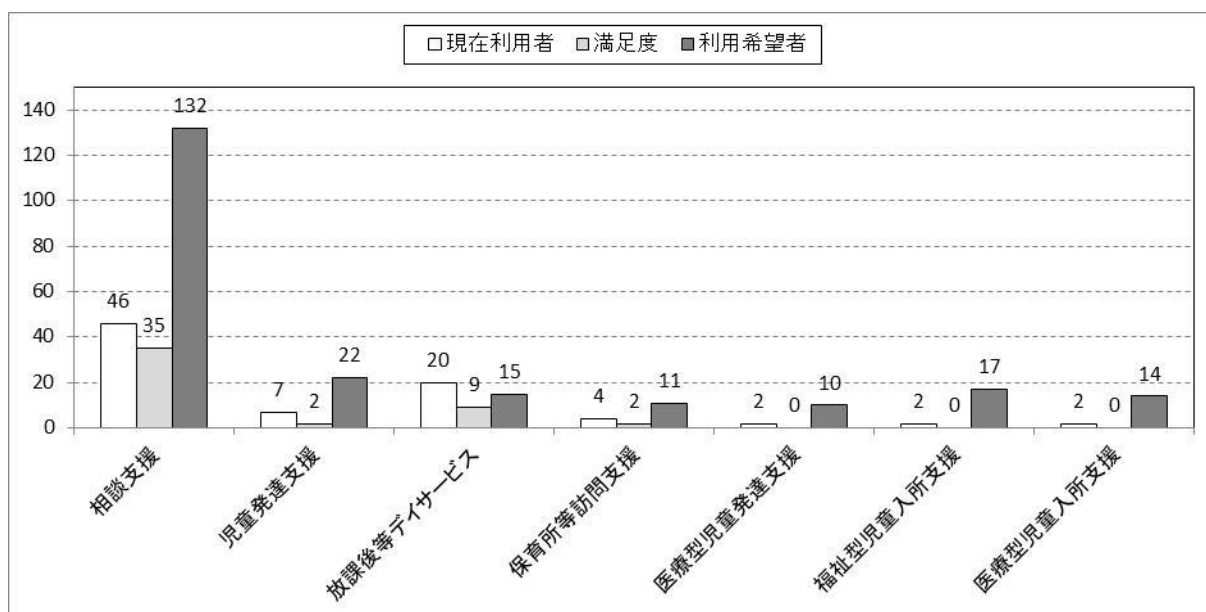
■日中活動系サービス■



■居住系サービス■



■地域生活支援系サービス■



■成年後見制度の認知度■（再掲）

（単位：％）

	全体（件）	名前も内容も知っている	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	名前も内容も知らない	無回答
回収合計	492	18.5	26.4	35.4	19.7

○現状と課題

障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害福祉サービス、地域生活支援事業を含めた障害者施策を充実し、自立した生活を支援していくことが求められます。

平成 18 年 4 月の障害者自立支援法の施行により、身体障害、知的障害、精神障害の 3 障害に対し一元化されたサービスの提供体制が整い、精神障害者のサービス利用も増加しました。また、発達障害者も障害者自立支援法の対象となり、障害福祉サービスの利用も可能となりました。

平成 25 年 4 月には、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へと生まれ変わり、日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることが、基本理念として掲げられました。

障害者総合支援法では、制度の谷間を埋めるべく障害者の範囲に難病等が加えられ、また「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるように適正な配慮ができるようになりました。さらに、障害者に対する支援、サービス基盤の計画的整備についても拡充されております。

本町では、障害者の自立生活を支援し、安心して生活できる環境づくりのため、障害福祉サービス、地域生活支援事業を含めた障害者施策の状況を把握し、必要な見直し又は改善を行い充実に努めてきました。

今後は、障害の特性や一人ひとりのニーズを把握した効果的かつ効率的なサービスの提供に努めるとともに、制度改革の動向を踏まえ、新たな視点で課題への対応を図るため、計画の見直しも視野に入れ、施策の展開を図ります。

○今後の取り組み

1. 障害福祉サービスの充実

障害者が町で自立して暮らすことができるよう、多様な暮らし方を支えるために必要な訪問系、日中活動系、居住系、地域生活支援系の各サービスの充実に努めるとともに、サービスの提供体制の整備やサービス量の確保に努めます。

年齢、障害の種類、程度などにかかわらず、できるだけ身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各種障害福祉サービス提供のための基盤整備を進めていきます。

2. 地域生活支援事業の充実

障害者が、身近な地域で不自由のない快適な生活が送れるよう、地域生活支援事業を推進します。

相談支援事業や日常生活用具の給付事業を実施するとともに、その利用促進に努めます。また、在宅の重度の障害者に対しては、居宅における訪問入浴サービス、介助及び見守り等のサービス提供を町が実施します。

児童福祉法の一部改正に基づき、障害児施設・事業を通所・入所の利用体系に一元化し、障害児支援体制の強化を図ります。

成年後見制度利用支援事業は、地域生活支援事業の必須事業となりましたが、まだまだ認知度が低いことから、今後も知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人について、サービスの利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用を支援します。

3. 権利擁護の取り組み

障害者の基本的な生活基盤を守るため、権利擁護に関する取り組みとして、日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及と利用の促進に努めます。

また、平成24年10月から施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制を整備するとともに、障害者虐待の通報義務等の制度の周知や職員研修等による支援体制の強化を図ります。

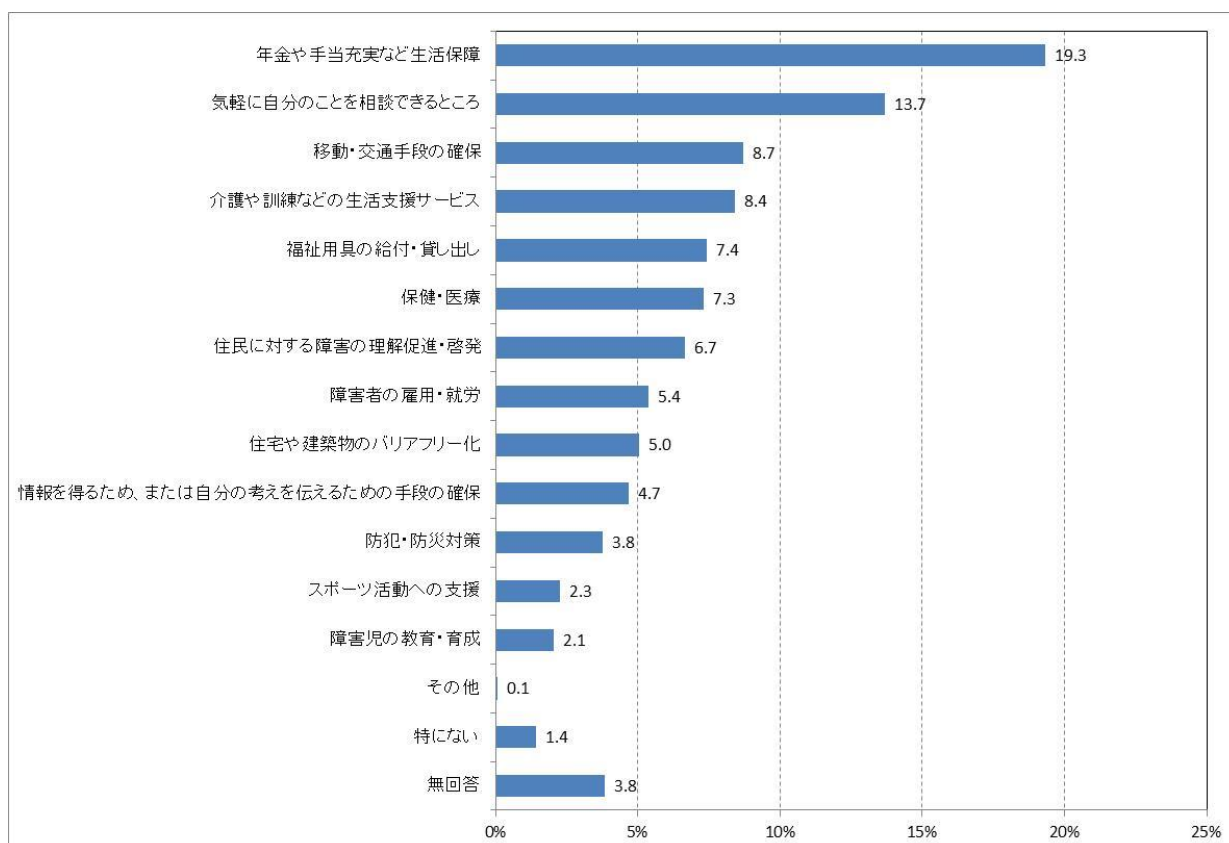
(2) 経済的自立の支援

○アンケート調査結果

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障を充実していく必要があります。

アンケート調査では、「あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいことをおしえてください」という質問に対し、「年金や手当充実などの生活保障」が19.3%で最も多くなっています。

■地域生活で充実してほしいこと■



○現状と課題

前回の調査における同様の質問においても「年金や手当充実などの生活保障」が最も多かったことから、さらなる充実に努める必要があります。

生活保障の基本となるものが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障害者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。この他にも障害者の経済的自立を支援するため、自立支援医療費をはじめ、税の減免、バス、タクシー、JR、航空運賃及び有料道路の割引、さらには公共施設の利用料の減免等が行われています。

■各種助成・給付制度：利用実績■

	第3期実績（平成26年度は実績見込）		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立支援医療制度			
精神通院医療	206件	223件	243件
更生医療	4件	4件	3件
育成医療	2件	2件	2件
特定疾患医療給付制度	133件	142件	154件
小児慢性特定疾患医療給付制度	13件	8件	9件

○今後の取り組み

1. 年金、手当制度の周知及び充実

障害者の所得保障のため、公的年金制度や各種手当制度の周知徹底に努めるとともに、各種制度の充実を国や県に働きかけます。

2. 税の減免などの各種割引制度の周知及び充実

障害者の社会参加や通院などに要する経済的負担を軽減するため、税の減免制度やJR等の運賃、料金の割引制度について周知を図るとともに、内容の充実、拡大を国や県に働きかけます。

3. 自立支援医療など各種助成制度の実施

自立支援医療などの各種助成制度の周知と円滑な支給に努めます。

また、障害者の生活を経済的に支援するため、制度の対象に該当する障害者に対し、就職支度金の支給、自動車運転免許の取得や自動車改造費補助費の補助、住宅改修費の助成などを実施します。

さらに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業のサービス利用者負担については、負担軽減措置の実施を検討します。

4. 公共施設利用等の割引制度活用の促進

美術館、博物館等の公共施設の利用料や入場料、NHK放送受信料等の割引制度の周知及び活用の促進を図ります。

(3) 余暇活動の支援

○アンケート調査結果

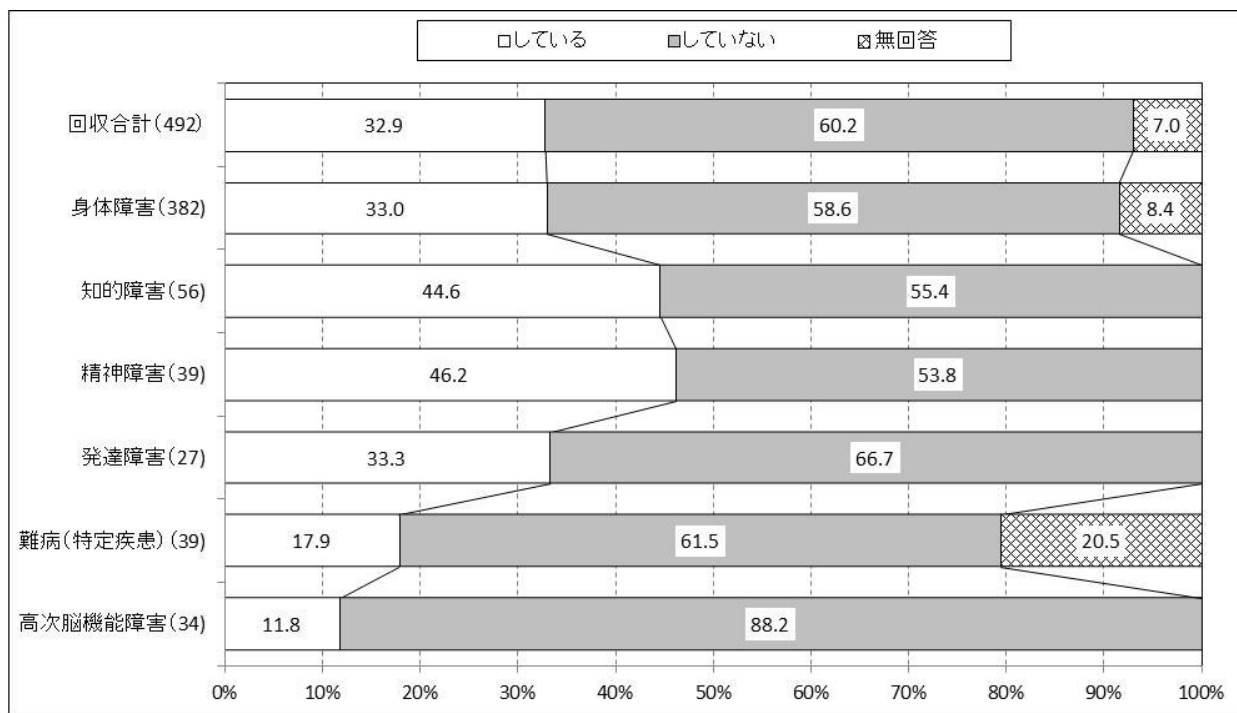
障害者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上でも重要なことです。

また、健康増進やリハビリテーションにも効果があり、地域社会の人々の障害者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

アンケート調査において、「あなたは今、何か趣味やスポーツ、レクリエーションをしていますか。」という質問に対し、「している」と回答した人の割合は、全体で32.9%となっており、前回の調査結果(21.4%)より10%以上増加しています。

障害別の割合では、精神障害において、「している」が46.2%で最も高い割合となっています。具体的な内容では、「カラオケ」7人で最も多くなっており、次いで「散歩」が6人、「読書」が5人、「健康体操」が3人、「スケッチ」が1人となっています。

■現在の趣味やスポーツ、レクリエーションなどの活動■



○現状と課題

調査結果では、前回の調査と同様に、スポーツやレクリエーションを「していない」と回答した人が全体で6割以上いることから、今後においても、障害の種別、程度に関わらず、だれもが気軽にスポーツやレクリエーション及び文化活動に参加できる機会の拡大を図り、障害者が参加しやすい環境を整えるとともに、障害者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

本町では、特にボランティアグループによる障害者の活動支援が盛んになっており、交流活動も活性化しています。

○今後の取り組み

1. スポーツ・レクリエーション活動の支援

障害者がスポーツに親しむ機会を提供するスポーツ団体の育成支援を図るとともに、各種スポーツ大会などの国・県や障害者団体が実施するスポーツ活動を支援します。

2. 文化活動の支援

発表会や展示会の実施など、障害者による文化活動を支援するとともに、発表の場の確保に努めます。

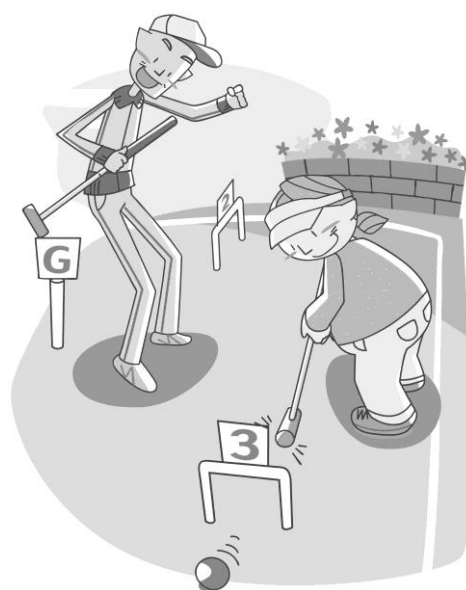
また、障害者の活動を支援しているボランティアグループ等と連携し、参加希望者の支援や参加の斡旋に努めます。

3. 各種活動等への参加促進

祭りやイベント等の地域行事については、障害者の参加を促進するため、手話通訳者を配置するなどの参加しやすい環境づくりや参加の呼びかけに力を入れます。

また、スポーツやレクリエーション及び文化活動など、町の障害者が参加できる町内外の余暇活動のリストを作成し、広報します。移動交通手段の面では、地域生活支援事業の移動支援事業などを通じて地域行事等への参加を支援します。

さらに、障害者自身が各種イベントを企画、立案し、そこに主体的に参加できるような機会や体制づくりに取り組みます。



3. 生活環境

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての町民にとって、安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障害者に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があるといえます。

(1) バリアフリー化の促進

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「外出する時に困っていることは何ですか。」の質問に「道路や建物の段差で移動しにくい」(10.4%)、「車の通行時に危険を感じる」(8.0%)の割合が高くなっています。また、「あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。」の質問に対して「勤務場所等におけるバリアフリー等の配慮」が6.7%と比較的高い割合となっています。

■外出時に困ること■

	件数(件)	割合(%)
車の通行時に危険を感じる	61	8.0
道路や建物の段差で移動しにくい	80	10.4
電車やバスの乗り降りがしにくい	47	6.1
自転車や看板等で通りにくい	10	1.3
障害者の駐車場が使えない	40	5.2
障害者のトイレが少ない	61	8.0
障害に配慮された設備が少ない	44	5.7
交通機関や建物等の案内が少ない	9	1.2
付き添いや介助者がいない	20	2.6
人の見る目や言葉が気になる	41	5.3
人との会話が難しい	50	6.5
いじめや意地悪されるのがこわい	20	2.6
その他	22	2.9
特に困っていることはない	169	22.0
無回答	93	12.1
合計	767	100.0

○現状と課題

町では、段差や道幅などの町内の環境や公共施設のバリアフリー化など、高齢者、障害者を含むすべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めています。

今後も、引き続き既存の施設等のバリアフリー化を進めるとともに、新規の設備等にはユニバーサルデザイン^{※3}を採用するなど、すべての人にやさしい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

○今後の取り組み

1. 公共施設のバリアフリー化の促進

公共施設の改修、整備をさらに促進するとともに、町内主要道路の段差の解消、幅の広い歩道の整備など、歩行空間のバリアフリー化に努めます。

2. 住宅改修の促進

住宅改修に関する相談支援体制を整備し、住宅改修費の助成制度（地域生活支援事業）の利用を促進するとともに、情報の提供に努めます。



※3 ユニバーサルデザイン

：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを越えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

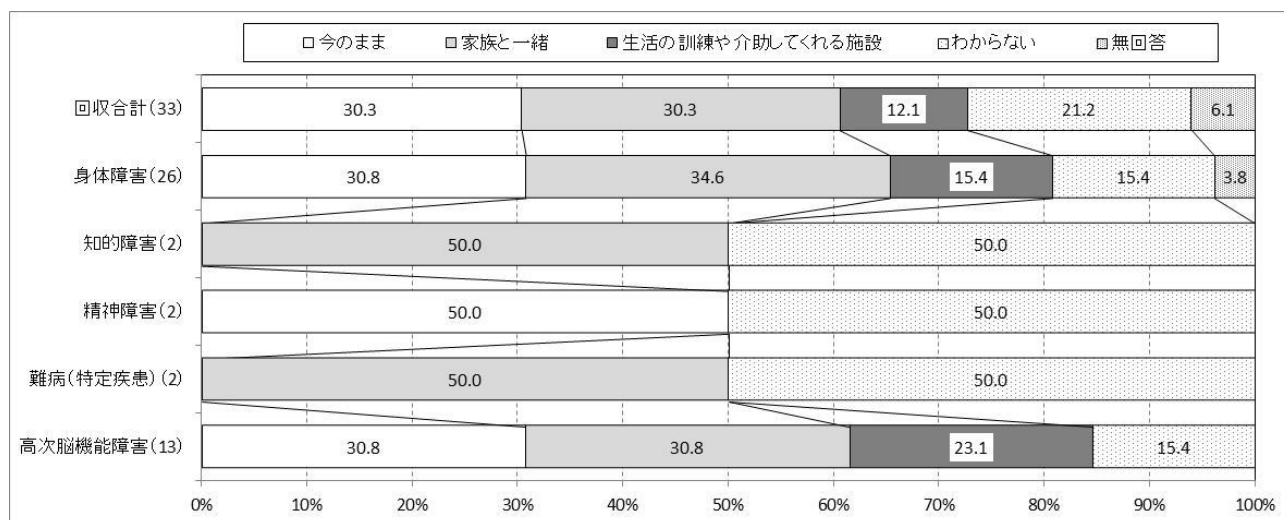
(2) 将来の暮らし方

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「あなたは現在どのように暮らしていますか。」の質問に対して「福祉施設（障害者支援施設等）で暮らしている」もしくは「病院に入院している」と答えた方は6.7%となっており、「あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。」という質問に対しては、「今のまま生活したい」（30.3%）、「家族と一緒に生活したい」（30.3%）を合わせて6割を超えています。

障害別にみても、「今のまま生活したい」と「家族と一緒に生活したい」の割合が高くなっていますが、知的障害、精神障害、難病では2人に1人は「わからない」と答えています。「生活の訓練や介助してくれる施設で暮らしたい」は高次脳機能障害で23.1%と障害別で最も高い割合になっています。

■将来の暮らし方■



※発達障害は該当なし。

○現状と課題

施設入所者や入院中の障害者が、将来地域での生活を営むためには、拠点となる居住の場や介助者の存在が必要です。調査結果から、希望する暮らし方において、現状維持や家族との同居が多くなっていますが、逆にわからないと答えた方も多く、地域での生活に不安を抱いている障害者へ相談支援や生活支援のサポートが必要であるといえます。

障害者が自立して快適な生活を送れるよう、個々のニーズに応じた、住宅のバリアフリー化やグループホームの整備、適切なケアを受けられる居住の場の確保などの環境整備や支援体制が必要になってきます。

○今後の取り組み

1. 障害者向けの公営住宅の確保

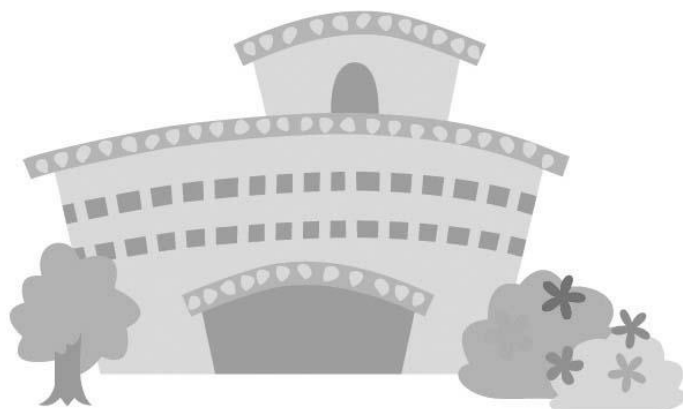
改築等の際し、既存の公営住宅のバリアフリー化を図るとともに、建て替えや新規住宅の建設についても民間事業者の活用も考慮しながら、検討を進めます。

2. 住宅入居支援

相談支援事業の一環として、住宅入居等支援事業に取り組み、貸主との調整など、障害者の一般住宅の入居に関して便宜を図ります。

3. 障害者対象のグループホーム等の整備

障害者の地域での生活の場となるグループホーム等の整備を検討します。当事者の方々の声に耳を傾け、必要に応じて事業者の参入を働きかけます。



(3) 移動交通手段の確保

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「あなたが暮らしやすくなるために、充実してほしいことをおしえてください」という質問に対し、「移動・交通手段の確保」が3番目に多く、8.7%となっています。「あなたはどのような目的で外出することが多いですか。」の質問に対しては、「医療機関への受診」(26.9%)、「買い物に行く」(23.6)が多くなっています。

○現状と課題

障害者にとって、移動手段を確保することは大きな意味を持っています。移動手段を確保することによって、障害者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が拡大します。それは、障害者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながります。

また、障害者の移動手段を確保し社会参加を促進するため、交通機関・手段の導入の検討、身体的負担の少ない利用方法、交通機関の円滑な連携、利用者の安心への配慮などが必要です。

○今後の取り組み

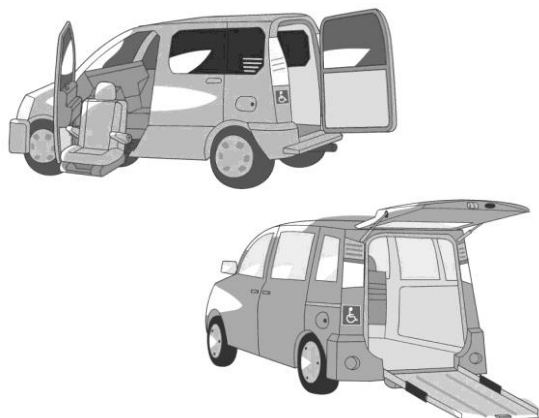
1. 公共交通機関の利便性の確保

障害者の移動の円滑化を促進するため、バス、タクシー事業者に対し、障害者に対応した低床バス、リフトバス、リフトタクシー等の導入の促進を求めていくとともに、交通事業者などの関係機関と連携し、バリアフリー化事業の実施に努めます。

さらに、福祉有償運送事業の充実など、交通機関の利便性の向上を目指します。

2. 移動支援事業の実施

社会参加のための外出支援を目的とした移動支援事業（地域生活支援事業）を実施するとともに、サービスの周知、利用促進に努めます。

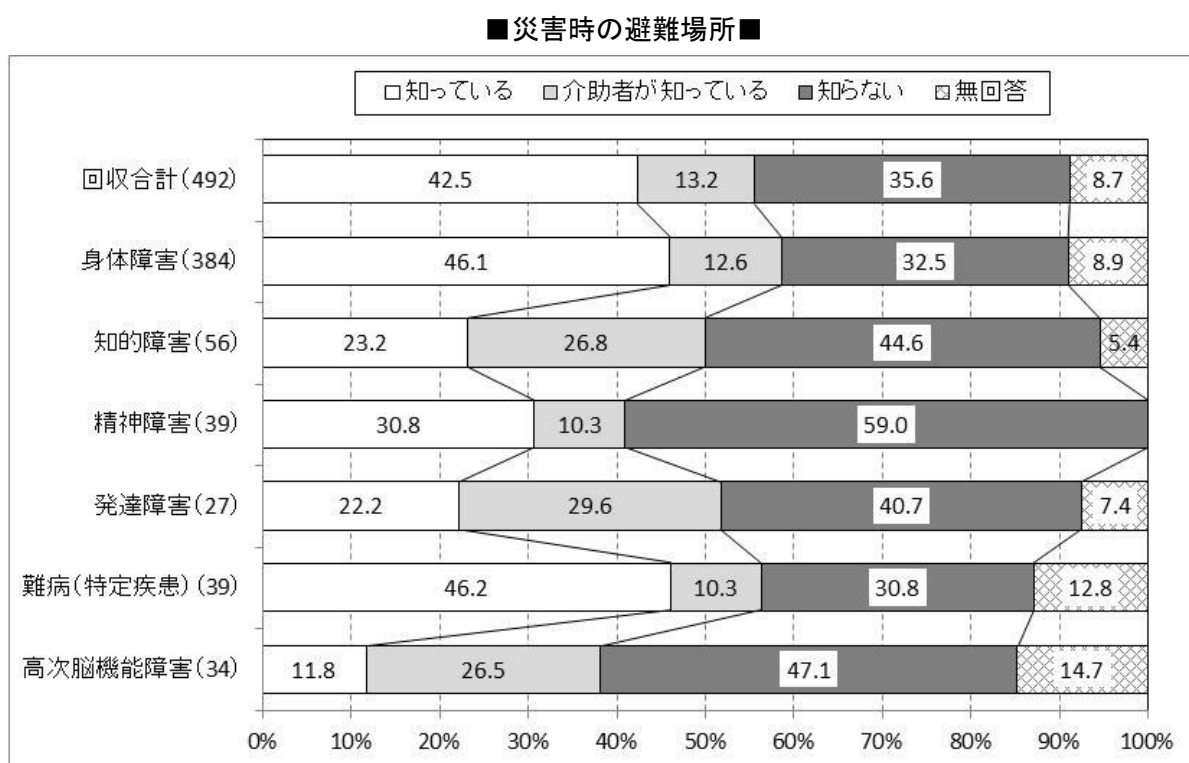


(4) 防災・防犯対策の推進

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「あなたは地震などの災害が発生したときの避難場所を知っていますか」という質問に対し、「知っている」と回答した人の割合は全体で42.5%となっています。一方、「知らない」と回答した人は35.6%で「知っている」と回答した人が上回っています。

障害別にみると、知的障害、精神障害、発達障害において、「知っている」人の割合が、前回の同様の調査結果より減少していますが、「介助者が知っている」と回答した人の割合は増加しています。身体障害と難病については、「知っている」が「知らない」を大きく上回っていますが、高次脳機能障害では、「知っている」(11.8%)が「知らない」(47.1%)を大きく下回っています。



○現状と課題

障害者が安心して地域で生活するためには、火災や地震などの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

これまで、町では、広報での防災情報掲載など、災害発生時の対応策に関する情報提供に努めていますが、現状ではまだ十分とは言えません。今後も関係機関や地域との密接な連携を取りながら、災害のみならず犯罪などの被害にも遭いやすい障害者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

また、自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・共助・公助の精神の養成を図るとともに、防災・防犯ネットワークづくりを推進していくことも必要になってきます。

○今後の取り組み

1. 災害の知識及び対処法についての啓発、広報

「広報しろさと」に町の避難場所や避難経路、災害の知識及び対処法を掲載します。また、広報紙のほかにも、防災マニュアル等の配布を行います。

2. 緊急通報体制の整備・充実

障害者やその家族が、緊急時に警察や消防署等関係機関に即時に通報できるよう、緊急連絡網、ファックス110番等、緊急通報・連絡体制をより一層充実します。また、視覚障害者等を含め、すべての人に災害情報等が迅速に伝わるよう、伝達手段を検討し、その周知に努めます。

3. 防犯対策の充実

障害者の犯罪被害防止のために、防犯意識の高揚を図り、自主防犯組織の育成と地域安全運動を推進し、安全なまちづくりに努めます。

また、障害者や高齢者等に対する犯罪被害防止のため、町広報紙やパンフレット等により、悪質商法等についての情報提供に努めます。

4. 地域防災・防犯ネットワークの確立

町内会の防災活動を一層充実させるとともに、自主防災・防犯組織の育成を積極的に推進します。自主防災・防犯組織のネットワークづくりを進め、町民と防災情報を共有化します。

また、障害者自身によるネットワークへの積極的な参加を促進します。障害者自身が参加することにより、自身の避難能力の向上や災害時に支援が必要な障害者情報の共有を図ります。



4. 教育・育成

障害のあるなしに関わらず、すべての子どもが教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。そして、障害のある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送れるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。

(1) 教育相談、就学指導体制の充実

○現状と課題

教育におけるノーマライゼーションの進展のために、障害のある幼児、児童、生徒を地域の小・中学校等で受け入れる体制を整えていく必要があります。

また、障害の発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障害児個々の特性や状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

○今後の取り組み

1. 療育体制の整備、充実

障害の早期発見から早期療育への迅速な対応を図り、障害児ができるだけ早い段階で適切な措置を受けられるよう、医療、教育、行政等の障害児に関わる各機関との情報の共有化や連携を図りながら療育体制を整備します。

2. 教育相談、就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障害児個々の特性や実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導に努めます。

3. 療育等に関する支援体制の周知

障害児を抱える保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障害児に関わる療育・教育相談や就学指導等についてわかりやすく説明したパンフレット等を作成、配布し、周知に努めます。

(2) 障害児に対する教育、保育の充実

○現状と課題

LD（学習障害）やADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などに対する関心が高まり、学校などにおいてこれらを含めた特別支援教育の推進など、障害の特性に対応した支援が求められています。

障害のある子どもが、その能力を最大限に伸ばしていくために、一人ひとりの個性や特性など教育的ニーズに応じた特別支援教育の内容や支援体制、学びやすい教育環境の整備が必要です。

○今後の取り組み

1. 障害児保育等の充実

障害のある子どもが生まれ育った地域で保育が受けられるよう、可能な限り保護者の望む保育所、幼稚園での受け入れを行うよう、人員の確保に努めるとともに、子どもの心身の状況を正確に把握することに努め、子どもの発達が促進されるよう、保育内容の充実を図ります。

2. 教職員の資質向上

教職員に対し、特別支援教育に関する学習会・研修会の開催や参加への情報を提供します。

3. 個別の教育支援計画の策定

障害者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者との連携を深め、発達段階に応じた個別の教育支援計画を立てることにより、障害者の教育を長期的な視野から継続的に支援します。

4. 就労先の確保

卒業後の進路について、障害児が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

5. 学校施設のバリアフリー化

障害児の就学機会を拡充し、安心して楽しく学校生活が送れるよう、学校などの建物や設備を、障害児に配慮したものとなるよう改善していきます。

5. 雇用・就労

障害のある人がその適正と能力に応じて就労し、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障害者自身の生きがいにもなります。

能力や障害の特性に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障害者の就労機会の拡大を図る必要があります。

(1) 障害者の雇用の促進

○アンケート調査結果

アンケート調査では、現在仕事をしている 100 人への、「どのような勤務形態で働いていますか。」という質問に対し、「自営業、農林水産業」と回答した人の割合が 43.0%と、前回同様最も高くなっていますが、正職員として働いている方が 31.0%で、前回の調査結果と比較すると、18.1%の増加となっています。

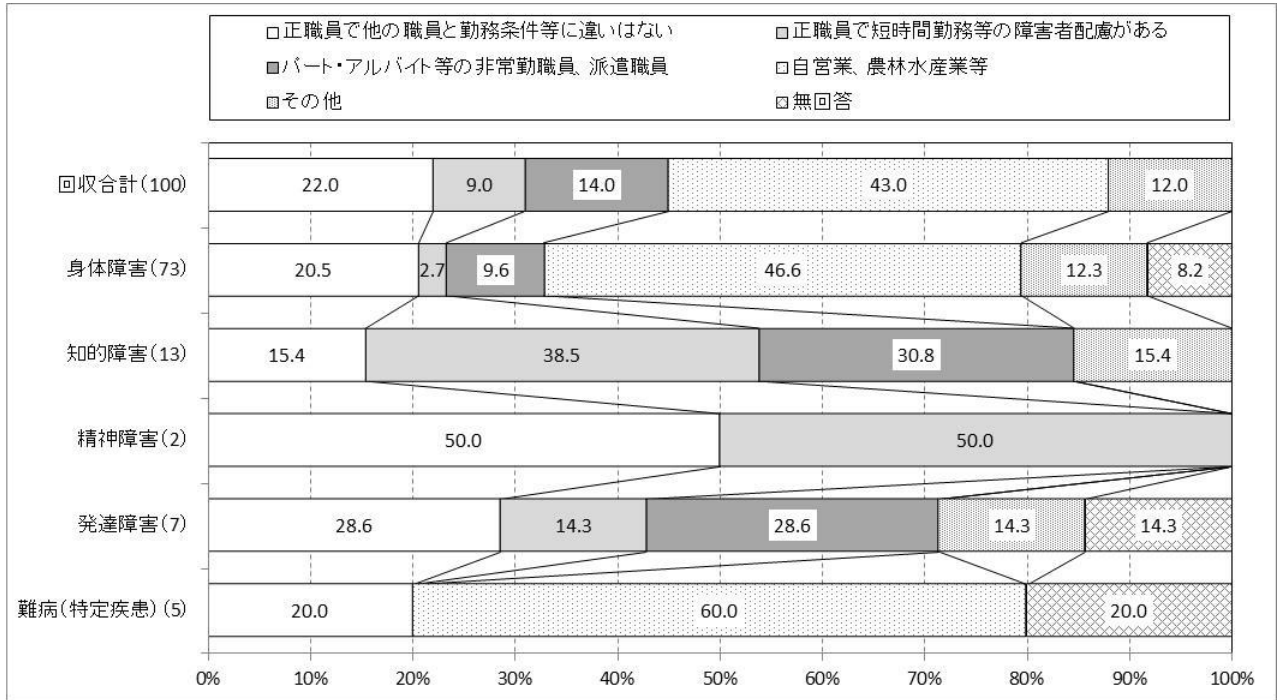
障害別でみると、知的障害、精神障害で「正職員で短時間勤務等の障害者配慮がある」がそれぞれ 38.5%、50.0%で最も多くなっています。身体障害、難病では「自営業、農林水産業」が 48.6%、60.0%で他の障害よりも高くなっています。

また、現在仕事をしておらず、18 歳から 64 歳までの方へ「今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか。」という質問に対して、「仕事をしたい」と回答した人は 40.0%で、前回の調査結果と比較すると、15.9%の増加となっています。「仕事はしたくない、できない」と回答した人は、「40～64 歳」で 39%と「18～39 歳」に比べて約 15%高くなっていますが、高齢による理由が考えられます。

また、「あなたは障害者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。」という質問に対しては、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が 13.3%で最も多くなっています。

「通勤手段の確保」(10.8%)、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(10.3%)と続きますが、無回答者(259 人)が全体の半分以上になっているのは、現在働いていない方や働きたくても働けない方にとっては関心がないことなのかもしれません。

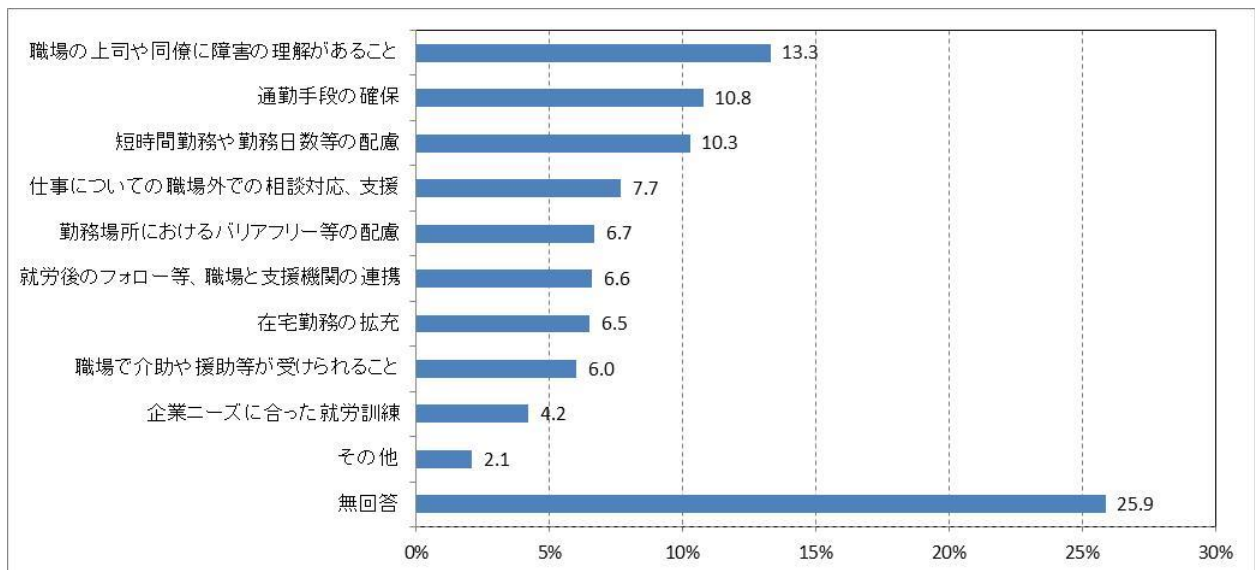
■現在の勤務形態■



■今後の就労■

	仕事をしたい		仕事はしたくない、できない		無回答	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
18～64 歳合計	50	43.5	40	34.8	25	21.7
18～39 歳	15	45.5	8	24.2	10	30.3
40～64 歳	35	42.7	32	39.0	15	18.3

■必要な就労支援■



○現状と課題

障害者にとって就労は、経済生活の自立の手段であるとともに社会参加・貢献など生きがいの基本となるものです。障害者総合支援法により就労系サービスの強化が図られ、一般企業への就労を目指す就労移行支援、福祉的就労の場となる就労継続支援事業が実施されていますが、社会経済状況の影響などにより、厳しい状況にあります。

第2章における平成25年度の法定雇用率達成企業は39.9%、実雇用率は1.49%で、実雇用率は横ばいですが、法定雇用率達成企業は平成24年度を8%以上も下回っている状況です。

毎年障害者が増加していく中で、法定雇用率達成企業や実雇用率向上には、より一層の就労条件の見直し・改善が必要であります。

○今後の取り組み

1. 町内企業等に対する障害者雇用の働きかけ

特別支援学校やハローワークなどと連携し、町内の企業等に対して、障害者及び障害に対する理解を促し、積極的な障害者雇用の働きかけていきます。

また、法定雇用率未達成企業に対して、障害者雇用の促進について、より一層の理解、協力を求め、雇用率達成企業の増加を図ります。

2. 助成制度の啓発・広報

ハローワーク等、雇用関係機関と協力し、障害者雇用に関わる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。町内企業等に対しては、障害者雇用等を行う際の助成金制度などについての研修会を開催し、障害者に対する企業の理解や雇用を促します。

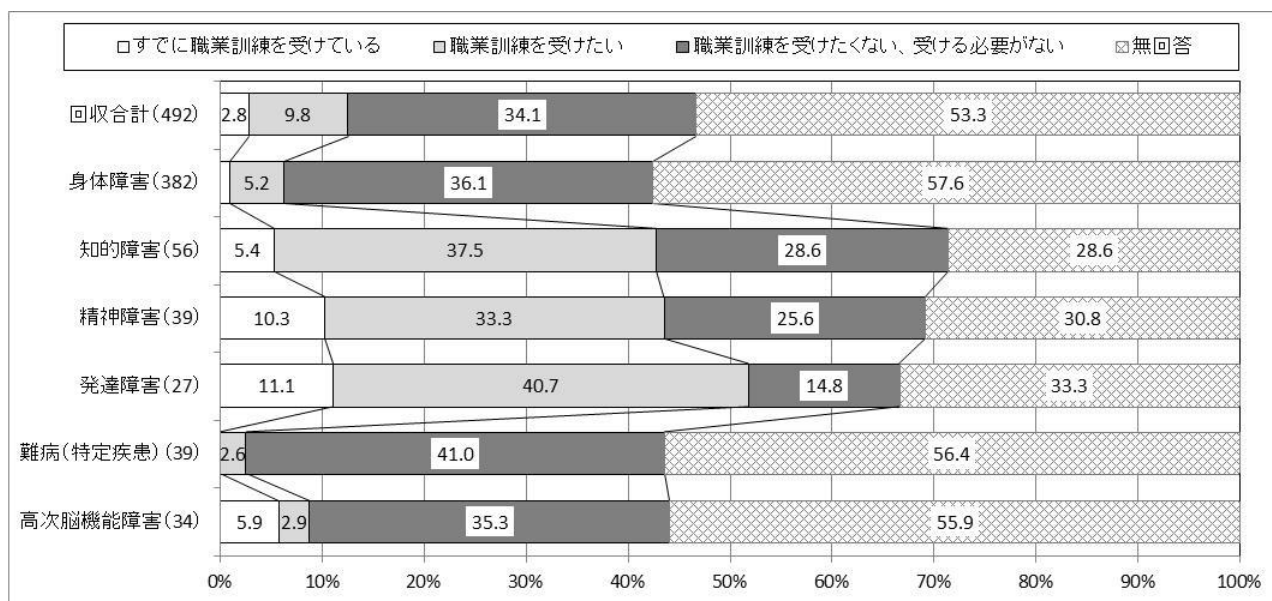
(2) 障害者の職業能力の開発、育成

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「収入を得る仕事を得るために、職表訓練等を受けたいと思いますか。」という質問に対して、「職業訓練を受けたくない、受ける必要がない」と回答した人が34.1%と最も多くなっています。

障害別では、「職業訓練を受けたい」と回答した人が、知的障害で37.5%、精神障害で33.3%、発達障害で40.7%と他の障害とは反対の傾向となっています。

■職業訓練の必要性■



○現状と課題

障害者の就労を推進するためには、障害者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。しかし、民間企業における障害者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが現状です。

今後も障害者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障害者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

○今後の取り組み

1. 職業訓練に関する情報提供

障害福祉サービスや各種制度を利用した障害者のための職業訓練に関する情報提供に努めます。「地域障害者職業センター^{※4}」などへの入校も支援します。

2. 障害福祉サービスの提供（就労移行支援）

地域活動支援センター^{※5}と連携しながら、障害福祉サービスの就労移行支援の利用を促進し、職業訓練などにより一般就労へとつなげます。

3. 更生訓練費等の支給制度の活用促進

更生訓練費等の支給制度（地域生活支援事業）を実施することにより、社会復帰と就労の促進を図ります。

※4 地域障害者職業センター

：障害者に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援から、就職後の職場適応のための援助（ジョブコーチによる支援）まで、個々の障害者の特性や状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

※5 地域活動支援センター

：創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進、相談業務などの各種事業を実施し、障害者の地域生活を総合的に支援する役割を担います。

(3) 障害者の就労環境の改善と定着促進

○現状と課題

障害者は就労先において、様々な問題を抱えていることが少なくありません。障害者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善やジョブコーチ^{※6}の活用につなげることなどにより、職場定着率を高めていくことが重要になっています。

○今後の取り組み

1. 就労環境の整備促進

障害者が自らの状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、短時間勤務、フレックス制度等に対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。

2. ジョブコーチ等の積極的活用による職場定着率の向上

ジョブコーチやトライアル雇用^{※7}等の制度の普及啓発、活用を促進することにより障害者の職場定着を支援します。

3. 職場における障害者理解の啓発

就労先で障害者が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障害者の職場における障害者理解の啓発に努めます。

※6 ジョブコーチ

: 就労支援の専門職。一定期間、職場に付き添って支援を行い、障害者の仕事の自立を助け、職場の従業員から必要な支援を引き出す。就労が安定した後も職場訪問や面談などを通して、継続的な支援を行います。

※7 トライアル雇用

: 短期間（原則3か月）試行的な雇用を奨励することにより、障害者雇用の促進を目的とした制度。障害者を雇用するにあたり、一定の要件を満たした場合、企業に対し「試行雇用奨励金」、「特定求職者開発助成金」が支給されます。

(4) 福祉的就労の場の確保

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「地域で生活するためにはどのような支援があればよいと思いますか。」という質問に対し、「福祉作業所等、福祉的就労の場の確保」と回答した人は全体の4.4%の割合でした。

■地域生活をする上での必要な支援■

	件数(件)	割合(%)
相談サービスの充実	79	10.6
生活を支援するサービス	119	15.9
職業訓練の場と企業における雇用の確保	29	3.9
福祉作業所等、福祉的就労の場の確保	33	4.4
日中を過ごせる日中活動系サービスの確保	46	6.2
アパート等、住宅の確保	12	1.6
グループホームの確保	24	3.2
福祉施設または専門職員のいる寮の確保	34	4.6
地域の理解と協力	81	10.8
その他	10	1.3
特にない	61	8.2
無回答	219	29.3
合計	747	100.0

○現状と課題

企業への就労は困難でも、社会参加への意欲を高め、適性や能力が十分に発揮できる福祉的就労の場を確保するとともに、利用を促進することが求められます。

○今後の取り組み

1. 地域活動支援センターの運営支援

障害者の日中活動の場を確保するとともに、障害者の自立につながるよう、作業内容のさらなる充実に努めます。地域活動支援センターについての理解を深め、より多くの障害者の活動への参加を促進します。また、障害者が制作した作品の販売や出店を支援し、製作商品の市場と販路の拡大を図ります。

2. 障害福祉サービス等の利用促進

一般企業等で働くことが困難な障害者のために、長期で安定した福祉的就労の場として、民間事業者による就労継続支援などのサービスの確保に努めるとともに、サービスの利用を促進します。

6. 保健・医療

障害の原因には、先天性のものと事故や疾病等から生じる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要があることはどちらにも共通することです。後天性の障害については、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障害を軽減し、自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防、治療

○現状と課題

第2章における障害者の現状から、身体障害者については、内部障害の割合が平成23年度をピークに減少してきていることから、生活習慣病の予防対策として進めている健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の成果がみられました。引き続き、各種予防事業への参加促進を図ることが重要です。

また、知的障害者の先天性の障害については、これを予防あるいは早期に発見し、適切な治療や療育を行うことで、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。そのため、妊産婦への訪問指導や乳幼児健康診査、乳幼児発達総合相談といった母子保健事業が重要です。町では、妊娠届出時には保健師の面接、妊娠中においては健康管理の相談や個別訪問などを行っていますが、今後さらにこれらの保健活動の重要性は増してくるものと思われま

す。精神疾患については、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者（精神通院医療）ともに年々増加しています。精神医療や相談窓口、情報提供の充実により、疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や完治も可能となるため、精神的健康の保持・増進を含めた環境整備が必要です。

発達障害については、早期に発達障害を発見し、支援にあたることで、適応障害などの二次障害の予防につながります。集団の中などで他者と関わる際に発見されることが多いため、幼児健診はもとより、保育園や幼稚園、学校等での様子に注目し、保育園や幼稚園、学校等と連携して支援にあたる必要があります。

難病（特定疾患）については、平成25年4月に施行された障害者総合支援法で障害者の範囲に追加され、身体障害者手帳所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の利用が可能となりました。さらに平成27年1月からは、障害福祉サービス等の利用対象が130疾病から151疾病に拡大されました。

高次脳機能障害は、交通事故等による脳外傷、脳梗塞や脳出血等の脳血管障害、脳炎・低酸素脳症等の病気が原因で脳が部分的に損傷を受けたためにおこる障害ですが、外見から障害があることが分かりづらいため、誤解を受けたりする等、本人や家族の負担が大きくなってしま

○今後の取り組み

1. 乳幼児期における疾病や障害への早期対応

医療機関との連携を図り、乳幼児健康診査等により疾病や障害の早期発見、早期治療、早期療育に努めます。

2. 生活習慣病の予防と早期対応

健康教育、健康相談、健康診査等の各種保健サービスを一層推進し、生活習慣病及びそれに起因する障害の予防に努めます。

3. 精神疾患等の予防と早期対応

医療機関と連携しつつ、保健所での精神保健相談や訪問相談により、疾病や障害の早期発見・早期治療及び日常生活の支援に努めます。

また、心の健康増進やストレス対策として、心の健康づくり講座や健康教育を行い、精神疾患等の予防に努めます。

4. 発達障害者への支援体制の整備

関係機関との連携による、発達障害の早期発見・早期支援や、発達障害者やその家族に対するライフステージを通じた一貫した支援体制の整備に努めます。

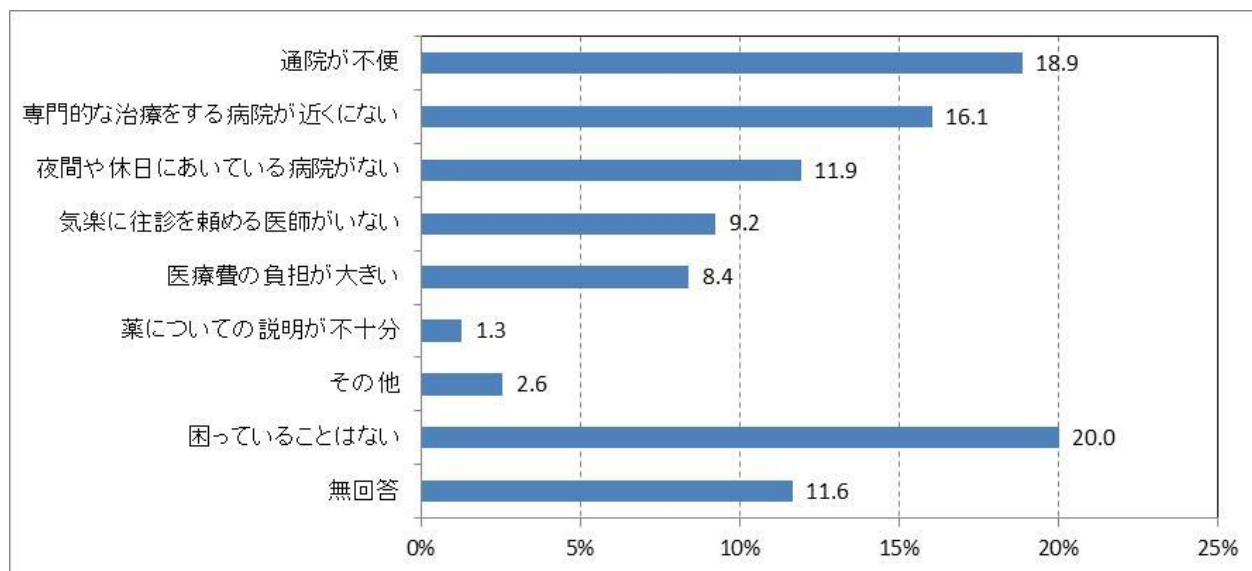


(2) 医療、リハビリテーションの充実

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「治療に関して困っていることはありますか。」という質問に対し、「通院が不便」と回答した人の割合が18.9%で最も多くなっています。次いで、「専門的な治療をする病院が近くにない」(16.1%)となっており、前回の調査と、同様の結果となっています。

■治療に関して困っていること■



○現状と課題

障害者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障害の軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためには不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障害者の増加や、障害にともなう二次障害の予防に対応するためにも、障害者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

しかし、調査結果において、通院の不便さや専門的な治療をする医療機関が近くにないことから、必要とする医療やリハビリテーションを受けるための環境整備が課題となっています。

○今後の取り組み

1. 医療・リハビリテーション体制の充実

症状や状況に応じた治療や障害の実態にあったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や町内の医療機関、周辺自治体及び県との連携によって、広域的な医療体制の整備を図るとともに、交通事業者などの関係機関に働きかけ、交通機関の利便性の向上を図ります。また、障害福祉サービスの提供体制をはじめ、医療機関等との関係機関との連携による、一貫したリハビリテーション体制の構築に努めます。

7. 情報・相談・コミュニケーション

障害者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、福祉制度や生活に関する様々な情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

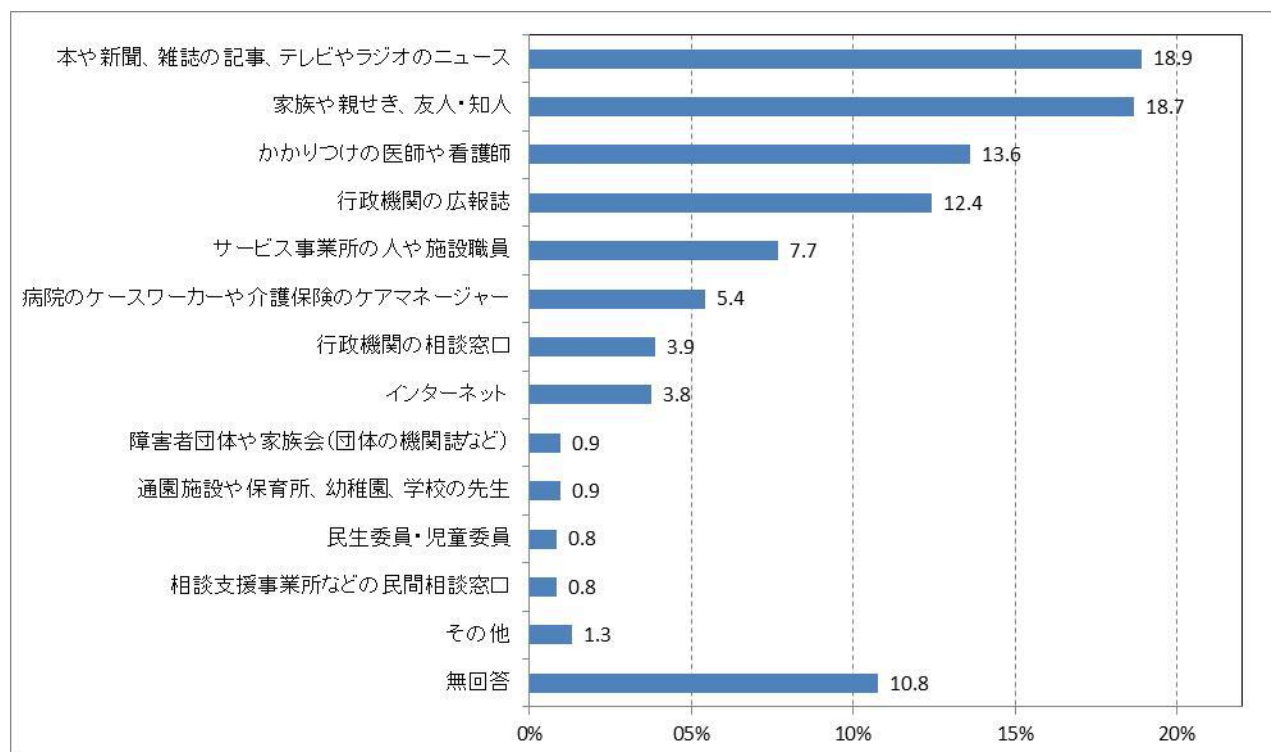
また、情報提供にあたって、視覚障害者や聴覚障害者への配慮が必要です。IT（情報技術）等を活用した情報バリアフリー化の推進も含め、コミュニケーション支援体制の充実を図り、障害者の自立と社会参加を支援することが重要です。

(1) 情報収集、情報提供の充実

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。」という質問に対して、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」、「家族や親せき、友人・知人」がそれぞれ18.9%、18.7%と高い割合となっています。その次に「かかりつけの医師や看護師」（13.6%）、「行政機関の広報誌」（12.4%）と続いています。

■情報の入手先■



○現状と課題

町の広報紙やホームページによってサービス等の周知を図っています。視覚障害者や聴覚障害者へ一層の配慮をするためにも、様々な手段を検討しながら継続的に情報提供を行うと同時に、情報伝達手段を利用者側にも周知していくことが必要です。特に、町のホームページについては、現状では文字の大きさに配慮するなどの工夫をしていますが、音声化による情報提供など、さらなる情報形態の充実が求められます。

また、有益な情報提供を実現するためには、その前提として有益な情報の収集が不可欠です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、効果的な活用にも努める必要があります。

○今後の取り組み

1. 多様な手段による情報提供

情報提供をより一層充実させるため、広報紙やホームページ、パンフレットなど、多様な媒体を活用します。また、確実な情報提供元として、医療機関等に配布物の設置を依頼し、情報提供の場の拡大を図ります。

町の広報紙やホームページを活用し、各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉などに関する情報提供の充実を図ります。

また、ホームページについては、音声化による情報提供など、視覚障害者等への一層の配慮を推進します。

2. 情報の収集・整理

保健、医療、福祉等に関する最新の情報、資料等を収集、整理し、データベース化を図るとともに、情報の共有化や相互活用化を目指して、関係施設等とのネットワークの構築に努めます。

(2) 情報バリアフリー化の推進

○現状と課題

視覚障害者や聴覚障害者が容易に情報取得ができるよう、コミュニケーションの障壁の除去に努める必要があります。

調査結果から、コミュニケーション支援の利用を希望する人の割合は高くはないものの、希望者にとっては必要性の高いサービスであり、十分なサービス提供体制を確保することが求められます。また、利用意向がわからない人や無回答者が多かったことから、情報の周知を含めた情報環境も整えていく必要があります。

○今後の取り組み

1. 情報保障の充実

手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣を行い、情報保障を図り、社会参加を促進します。さらに、点訳、朗読、手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障害者のコミュニケーションを支援します。

2. 庁内における支援体制の充実

庁内一般職員の基礎的なコミュニケーション能力の向上を目的とし、城里町社会福祉協議会やボランティア団体が開催する手話教室等への職員の参加を奨励します。また、有資格者など実務レベルでの手話通訳が可能な職員の雇用または育成に努めます。

3. パソコン等の情報媒体の利用支援

障害者を対象とした電子メールの送受信等のパソコン操作に関する講習会の実施を推進します。地域の講習会に参加することができない重度の障害者に対しては、情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加を促進するため、パソコン操作等のサポートを行うパソコンボランティアの養成・派遣を行います。



(3) 相談支援体制の充実

○アンケート調査結果

アンケート調査では、「あなたが相談をしている人はどなた（場所はどこ）ですか。」という質問に対し、前回の調査と同様に、「同居の家族」が圧倒的に多くなっています。

障害別にみても、第1位はどの障害においても「同居の家族」となっています。身体障害、難病においては、その他の親族を含めると、家族・親族に相談する人の割合が5割を超える結果となっています。精神障害においては、「医師・看護師・医療関係者」や「施設職員や訓練の指導員」、「町役場」の割合が高くなっています。知的障害、発達障害、高次脳機能障害においては、「施設職員や訓練の指導員」の割合が高くなっています。難病においては「社会福祉協議会」がやや高い割合となっています。

■悩み事の相談相手（上位5項目）■

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病 (特定疾患)	高次脳 機能障害
1位	同居の家族 (42.6%)	同居の家族 (33.6%)	同居の家族 (28.6%)	同居の家族 (32.3%)	同居の家族 (42.0%)	同居の家族 (35.7%)
2位	その他の親族 (同居以外) (13.3%)	施設職員や訓練 の指導員 (18.0%)	医師・看護師・ 医療関係者 (18.2%)	施設職員や訓練 の指導員 (17.7%)	その他の親族 (同居以外) (13.0%)	施設職員や訓練 の指導員 (14.3%)
3位	医師・看護師・ 医療関係者 (10.4%)	医師・看護師・ 医療関係者 (9.4%)	施設職員や訓練 の指導員 (14.3%)	学校の先生 (12.9%)	医師・看護師・ 医療関係者 (11.6%)	医師・看護師・ 医療関係者 (10.7%)
4位	町役場 (5.1%)	学校の先生 (9.4%)	町役場 (9.1%)	医師・看護師・ 医療関係者 (11.3%)	社会福祉 協議会 (7.2%)	その他の親族 (同居以外) (8.9%)
5位	施設職員や訓練 の指導員 (4.6%)	町役場 (7.8%)	その他の親族 (同居以外) (7.8%)	町役場 (4.8%)	町役場 (4.3%)	町役場 (7.1%)



○現状と課題

障害者の持つ悩みや問題は、その障害者の特性や状況、年齢など様々な要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が必要となります。

町では、これまで身体障害者相談員、知的障害者相談員等の専門の相談員による活動や、健康福祉課をはじめ、福祉相談センターや中央児童相談所及び精神保健福祉センター等の行政機関において、様々な相談業務を実施してきました。

調査結果では、同居の家族に相談する傾向が圧倒的に多いことから、障害者の家族に対して適切な情報提供や相談窓口の周知等を行うとともに、関係機関との連携を図り、地域での相談支援体制を確立していくことが重要です。

○今後の取り組み

1. 身近な相談窓口の充実

各種相談窓口担当者の資質の向上を図り、相談者の年齢や障害の種類・程度など、一人ひとりの状況や生活に合わせた対応に努めます。

また、サービス利用に関しては、障害福祉サービスの計画相談支援を通じ、利用調整が困難な利用者に対して、サービス利用計画作成の支援を行います。サービス利用全般に関する苦情等についても、関係機関との連携により解決・予防に努めます。

さらに、住宅入居支援や成年後見制度利用支援なども含めた相談支援事業の効果的な実施と内容の充実に努めます。

2. 専門的な相談窓口の確保

専門的な相談については、地域活動支援センターI型施設（ディライトホーム、F o o、かさばら）において対応します。また、地域活動支援センターと連携し、障害者のための巡回相談会の実施を検討します。

3. 相談ネットワークの充実

地域自立支援協議会を活用し、障害者の福祉サービスに関することを中心に、障害者協会、家族会等、事業者とともに検討する機会を設け、交流や情報交換、事例対応に取り組みます。

また、ピアカウンセリング（障害者自身が他の障害者からの相談に応じ、助け合う方法）の実施に関し、その必要性と実現の可能性を含めて障害者団体等と検討します。

さらに障害者の家族については、障害者家族会の設立支援、活動支援に取り組みます。

